平成２１年（フ）第５０７号
大阪府和泉市室堂町657番地の10
債務者　阪口　智子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
大阪府和泉市寺田町６番地１―601
債務者　永田　里美
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
大阪府阪南市箱作963番地101号、前住所大阪府阪南市箱作2246番地の８
債務者　下村　政昭
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１１号
大阪府岸和田市田治米町509番地の８
債務者　日原　　猛
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１２号
大阪府岸和田市下松町5080番地ときわプラザ102号
債務者　中村　正明
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１６号
大阪府貝塚市澤16番地の１マスターズエル二色の浜907号
債務者　安達マリ子（旧姓出原）
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
大阪府泉大津市助松団地３番36―301号
債務者　金井義雄こと　金　　義洙
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
大阪府貝塚市森824番地３棟604号、前住所大阪府貝塚市三ツ松931番地の23
債務者　福永　和恵
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２６号
大阪府貝塚市森824番地３棟604号、前住所大阪府貝塚市三ツ松931番地の23
債務者　福永　恭之
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３１号
大阪府岸和田市今木町87番地ロイヤルハイツＢ棟202号
債務者　島津　　宏
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
大阪府岸和田市今木町87番地ロイヤルハイツＢ棟202号
債務者　島津　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
大阪府貝塚市森403番地レオパレスあおぞら109号
債務者　藤田美佐男
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８１号
岩手県大船渡市大船渡町字笹崎78番地３
債務者　上村　久司
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第８２号
岩手県大船渡市大船渡町字笹崎78番地３
債務者　上村　千裕
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９８号
山口県宇部市明神町２丁目１番49―501号
債務者　生田　君子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９７号
香川県丸亀市飯山町東坂元2177番地１
債務者　谷井久美子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４６０号
千葉市若葉区東寺山町770番地１　東寺山第２県営住宅１棟204号
債務者　荒山　順子（旧姓山田・一戸）
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係